

的計畫樹立セザル今日ニ於テ先ヅ従業員ニ對シテノミ負擔セシメントスル犧牲ハ更生上無意味ナルヲ以テ之ニ忍従スルコトヲ得ズ  
組合側委員は調停案に反対し翌日より再び罷業は開始せられたが、形勢非にして藤沼警視總監並に吉田協同會常務理事の斡  
旋により遂に十月十三日次の如き解決の覺書を作成し翌日より従業員の乗車が行はれた。

覺 書

東京市對同市電氣局従業員ノ労働争議ハ今回左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書四通ヲ作成シ當事者雙方及立會人各一道之  
ヲ保持スルモノトス

記

- 一、調停委員會ニ於テ決議セラレタル條項第一(一)齊解雇、更改手當支給、再採用ハトラザルコト、但シ退職希望者ニ對シテハ整理手當  
ヲ支給スルコト及第二(各職ヲ通シ現在給與額(本給、手當、賞與ヲ含ム)ノ平均二割ヲ減額ス)之ヲ實行スルコト
  - 一、減率ノ基本額ハ當初市ノ發表セル整理案ノ適用ヲ受クヘキ人員(七月十日現在)ニ對スル支給實額トス
  - 一、給與並ニ給付ニ關スル規程ノ改正ハ緊急且必要ナルヲ認ムルモ右改正ハ更正ニ關スル他ノ計畫ニ關連シテ適當ニ審慮ス
  - 一、解雇者ノ復職ハ首腦部ヲ除キ其他ノ者ニ就テハ適當ニ考慮ス
  - 一、將來市電更生ニ關スル審議機關ノ設置ヒラレタルトキハ必要ニ應ジ電氣局従業員代表ノ參與ニ關シ適當ニ考慮ス
- 昭和九年十月十三日

調停委員會に於ける意見の對立の要點は「更生計畫ノ確立ト其ノ實施トヲ焦眉ノ急務トスル市電經濟ノ現状ニ鑑ミ」「已ムヲ  
得ザル措置ナリ」とするに對し、従業員側に於ては「根本的の更生計畫樹立セザル今日ニ於テ先ヅ従業員ニ對シテノミ負擔セシ  
メントスル犧牲ハ更生上無意味ナルヲ以テ之ニ忍従スルコトヲ得ス」とする。根本的なる意見の對立とは云へ再罷業後の事實  
調停に於て右案を認めたことを思へば組合側に尙ほ再考すべき餘地があつたのではなからうか。

仄聞する處によれば幸ひ双方の互譲により解決するに至るとも、市電經濟はこれのみを以てしては更生するものに非ず、そ  
の根源に遡つて經營の合理化、各種交通機關の統制、負債の整理、將來の收入に對する補填等の方途を講究せざるべからざる

ことは明かである。従つて此度の労働争議を機會として市理事者、従業員共に各方面と協力して市電更生の爲に特別の機關を  
設け、その實現に努力するの要あることは該調停委員會に於ける各委員一致の意見であり、又その實現に努力するの意圖は充  
分にあつたのである。輿論も亦その必要については等しく一致する處であつた。従業員側に於ても寧ろこれにより多くの希望  
を以て一時の忍従をなすべきではなかつたらうか。

嘗つて日本海員組合が日本船主協會との労働争議に於て二六六隻の停船と八、八六八名の争議参加人員とを以て昭和四年獲  
得したる普通船員標準給料最低月額協定を海運界稀有の不況に當つて船主側より給料の引下げを提案せられ、協議の結果昭和  
六年二月組合は失業救済に重點を置いて遂に忍ぶべからざるを忍んで給料の暫定的引下を協定し、其後二箇年を経て海運界の  
復活を期とし再び昭和八年三月より舊に復活せしめた。労働組合が闘争を自體を目的とするものではなくて、現實の組合員  
一般の福利と社會の改造とを求めて居るものであるならば、東交組合も亦此の故知に倣ふべきではなかつたか。前述の如く市  
電經濟の行詰りが衆目の見る處であり、その對策も亦種々講究されつゝある際である。只問題はそれ等の對策が根本的なるも  
のであればあるだけ、現在の政治經濟機構に於ては困難なのである。それは單なる罷業によつては解決され得ない。これを強  
行せしむる力にかけて居るのである。東交組合としては自らの持つイデオロギイから云ふも新しき更生委員會に於て更生計畫  
の樹立とその實現をプッシュすべき力となることこそ眞の目的到達の途ではなかつたか。眞に千載一遇の好機を逸したと云はね  
ばなるまい。